

# 知っておきたい

# 申告のポイント

## 申告対象者

平成11年1月1日現在、白根市に住所登録している人で、平成10年中(平成10年1月1日～平成10年12月31日まで)の所得がある人。所得金額とは、収入金額から経費などを差し引いたものです。なお、納税義務者への賦課・徴収は平成11年度市民税・県民税となります。

## 扶養控除のチェック

誰が誰を扶養するのか(重複し

ての被扶養者は認められません)。  
・扶養となる人の総所得金額の合計額が38万円以下であるか。  
・親族で生計を一にしているか。  
・事業専従者給与の支払いを受けていないか。  
・公共事業などで土地の収用があり補償金を受けた人は、収用にかかる特別控除前の所得で判定しますので、扶養にされない場合があります。

## 配偶者特別控除

あなたの配偶者の合計所得金額が0円～75万9,999円以下であれば、その金額に応じた特別控除が受けられます。  
※給与所得者で、配偶者の所得金額を年末調整で誤って申告した人は、その所得金額を確認の上、申告期間中に適正な申告が必要となります。

## 扶養控除

「扶養控除のチェック」のすべてに当てはまれば、次にあげる人たちも扶養控除の対象になります。  
・単身赴任者の実家の家族  
・学生や病院に入院中の親族  
・県知事から養育を委託された児童や養護老人など

※控除額が加算対象となる人  
・特定扶養親族：昭和51年1月2日～昭和58年1月1日生まれの人(満16歳以上23歳未満)  
・老人控除対象配偶者、老人扶養親族：昭和4年1月1日以前生まれの人(満70歳以上)  
・同居の有無、障害を持つ人など

## 雑損控除

あなたやあなたの家族(総所得金額が38万円以下の人)が、8・4水害等の災害や盗難などにより住宅や家財、現金などに損害を受けた場合、雑損控除を受けることができます。畳などの災害関連支出の領収書を今から準備ください。控除額の計算は、次のいずれか多い金額です。

- ① (損失金額 - 保険等の補てん額) - (総所得金額等) × 10%
- ② (災害関連支出額 - 保険等の補てん額) - 5万円

## 1 事業所得の計算

事業を営んでいる人の場合

$$\text{所得金額} = \text{総収入金額} - \text{必要経費}$$

必要書類…収入金額と必要経費の分かる書類(収支内訳書など)

## 2 扶養者になるための計算の目安

☆生計を一にする親族で、次の合計所得金額以下の人

### (1) 給与・パートの収入がある人の場合

$$\text{支払金額} - 65\text{万円} = \text{被扶養者の判定金額} \leq 38\text{万円}$$

必要書類…会社や支払者からの源泉徴収票の原本か給与の支払証明書

### (2) 年金受給者の場合

・昭和9年1月2日以後に生まれた人(65歳未満)

$$\text{公的年金の収入金額} - 70\text{万円} = \text{被扶養者の判定金額} \leq 38\text{万円}$$

・昭和9年1月1日以前に生まれた人(65歳以上)

$$\text{公的年金の収入金額} - 140\text{万円} = \text{被扶養者の判定金額} \leq 38\text{万円}$$

必要書類…いずれも社会保険庁などからの源泉徴収票の原本

## ●均等割と所得割

住民税は均等割(市に住所がある場合に等しく課税されるもの)と所得割(所得金額に応じて税率を掛けたもの)の合計額で算定されます。

### (1) 均等割の非課税計算

均等割は夫(妻)に課税された場合、その妻(夫)は非課税になるなど、非課税者の定めはほかにもあります。

$$\text{所得金額} \leq 28\text{万円} \times (\text{本人} + \text{扶養親族数}) + 14\text{万4千円(加算金)}$$

### (2) 所得割の非課税計算

$$\text{所得金額} \leq 35\text{万円} \times (\text{本人} + \text{扶養親族数}) + 30\text{万円(加算金)}$$

(3) 法令等で非課税の定めのある人以外、所得金額が上記の計算以上であると課税されます。

(注)加算金は控除対象配偶者や扶養親族を有する場合のみ加算します。

## ●扶養と事業専従者の選択(青色申告を除く)

- ・事業専従者給与を選択した人は扶養になれません。
- ・事業専従者給与額は、事業主を上回ることはできません。
- ・事業専従者給与の最高額は、配偶者が86万円、それ以外の人は50万円(15歳以上の親族)。

$$\frac{\text{事業所得} + \text{不動産所得} + \text{山林所得}}{\text{事業主} + \text{事業専従者の数}} \leq \text{専従者給与最高額}$$

## ●住宅取得等特別控除、医療費控除、年金受給者のための還付申告

市では年末調整が済んでいる給与所得者で、住宅取得等特別控除や医療費控除を受ける人、年金受給者を対象に確定申告期間前の2月8日(月)から還付申告を受け付けます。

確定申告期間中は大変混雑して長時間お待ちいただく上、落ち着いて相談できないこともあります。早めの申告で納めすぎた税金の還付手続きを済ませてください。

■とき 2月8日(月)～10日(水) 午前9時30分～11時30分と午後1時30分～4時 ■ところ 市役所4階大会議室 ■持ち物 後記の必要書類のほかに①黒系のボールペンなどの筆記用具②印鑑(認め印など)③電卓・そろばんなどの計算機④還付を受ける本人の口座番号が分かるもの(通帳など)

### 【住宅取得等特別控除】

①金融機関等から融資(償還期間10年以上)を受け、居住のための住宅を取得した人②増改築を行い、その工事費が100万円を超える人 ※控除の対象となるには年間所得額、住宅に住んだ年、対象住宅、借入金の範囲に条件があります ■必要書類 ①登記簿謄本②新築工事の請負契約書か売買

### 【年金受給者】

年金を受給している人は原則として確定申告により源泉徴収された税金を精算する必要がありません。医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、損害保険料控除などがある場合、確定申告をすることで税金の還付を受けることができます ■必要書類 ①年金の源泉徴収票②各種控除の証明書など

平成10年中に支払った医療費の合計額から保険金等で補てんされる金額を引いた額が、10万円を超える人や総所得の5パーセントを超える人 ■必要書類 ①医療費の領収書②源泉徴収票など

